

(議員の責務)

- 第14条 議員は、市民全体の福祉の向上の視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
2 議員は、その地位が市民の信託によるものであることを認識し、常に自己研鑽に努め、政治倫理を確立することにより、市民の信頼を得るよう努めなければならない。

第5章 市長等の役割及び責務

(市長の責務)

- 第15条 市長は、市民の信託に応え、公正かつ誠実に市政運営を行うとともに、市民主体の自治を推進しなければならない。
2 市長は、健全な財政運営に努めるとともに、毎年度、行政運営の基本方針を定め、市民及び議会に説明し、かつ、その達成状況を公表しなければならない。
3 市長は、施策、事務事業の再編及び活性化のため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長は、第三者による外部評価を取り入れるものとする。
4 市長は、行政評価の結果を市民にわかりやすく公表するとともに、行政評価の結果及びこれに対する市民の意見を踏まえ、施策に反映させなければならない。
5 市長は、市民が安全で安心して暮らせるよう、市民の権利を擁護し、その生命及び財産を守らなければならない。
6 市長は、職員を指揮監督し、その能力を評価したうえで適正に配置するとともに、人材の育成を図らなければならない。
7 市長は、就任に当たっては、この条例の理念の実現のために職務を執行することを宣誓しなければならない。

(市の役割及び責務)

- 第16条 市は、市民にわかりやすく行政サービスを提供しなければならない。

- 2 市は、効率的に事務事業を実施し、最少の経費で最大の効果を挙げるように努めなければならない。

- 3 市は、簡素で市民にわかりやすい組織編成を行い、必要に応じてその見直しに努めなければならない。

- 4 市は、広く人材を求め、公正かつ有能な職員の任用に努めるとともに、適材適所の人事配置、効果的な人材育成並びに適切な人事評価及び処遇を行うことにより、職員及び組織の能力が最大限に発揮されるよう努めなければならない。

(職員の責務)

- 第17条 職員は、政策能力の向上のため、常に自己研鑽に努めるとともに、市民の視点に立って公正、誠実かつ迅速に職務を遂行しなければならない。

- 2 職員は、職務の遂行に当たっては、法令、条例等を遵守しなければならない。

(審議会等の運営)

- 第18条 市長等は、市の執行機関に設置する審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関をいう。以下同じ。）の委員を選任するときは、設置目的等に応じて委員の公募を行うとともに、委員の男女の比率、年齢構成及び選出区分が著しく不均衡にならないように留意し、同一の委員が著しく長期にわたって就任し、又は同時期に多数の審議会等の委員に就任することのないように努めなければならない。

- 2 市長等は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開

しなければならない。

- 3 前項に規定する審議会等の会議及び会議録の公開に関する事項は、別に定める。

第6章 情報の共有等

(情報公開及び情報提供)

- 第19条 議会及び市長等は、公正で開かれた市政の実現のため、別に条例で定めるところにより、市が保有する情報を積極的に公開しなければならない。

- 2 議会及び市長等は、市政に関する情報について、速やかに、かつ、わかりやすく、市民に提供しなければならない。

(説明責任及び応答責任)

- 第20条 議会及び市長等は、政策の立案、実施、評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果、手続、費用等について、市民にわかりやすく説明しなければならない。

- 2 議会及び市長等は、市民から市政に関する意見、要望及び苦情等の申立てがあったときは、速やかに事実関係を調査し、これに応答しなければならない。

(個人情報の保護)

- 第21条 議会及び市長等は、個人の権利利益の保護のため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(救済機関等)

- 第22条 市長は、公平かつ誠実な市政運営を確保するため、市政に関する市民の意見、要望、苦情及び市民の不利益等の救済に対応するための適正な機関の設置等必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第7章 参画及び協働

(市民参画の推進)

- 第23条 市長等は、多様な制度を設け、施策を講じることにより、市民参画を推進しなければならない。

- 2 市長等は、市民が参画しないことによって不利益を受けることがないよう、配慮しなければならない。

(男女共同参画の推進)

- 第24条 市民、議会及び市長等は、男女が互いにその人権を尊重し、社会の対等な構成員として、その個性と能力を発揮することができるよう、男女共同参画を推進しなければならない。

(子どもの参画の推進)

- 第25条 子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参画する権利を有する。

- 2 市民、議会及び市長等は、子どものまちづくりへの参画を推進しなければならない。

(参画の対象)

- 第26条 市長等は、政策の形成及びその実施過程への市民の参画を保障するため、次に掲げるもののうち市民生活に重要な影響を及ぼすものについては、市民に意見を求めなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 計画の策定、変更又は廃止
(2) 条例の制定、改正又は廃止

(3) 施策の実施、変更又は廃止

(参画の方法)

- 第27条 市長等は、市民に意見を求めるときは、パブリックコメント、アンケート調査、公聴会の開催等適当な方法により実施するものとする。

- 2 前項の規定により、市民に意見を求める場合における必要な事項は、別に定める。

(協働の推進)

- 第28条 市民、議会及び市長等は、それぞれの役割と責任に基づき、自主性を尊重し、対等な立場で連携し、協力してまちづくりを推進しなければならない。

第8章 コミュニティ

(コミュニティ活動の尊重)

- 第29条 市長等は、市民が地域の課題に主体的に取り組むことを目的として形成された団体の活動（以下「コミュニティ活動」という。）の自主性及び自立性を尊重しながら、政策の形成及び施策を行わなければならない。

(コミュニティ活動の支援)

- 第30条 市長等は、コミュニティ活動に対し、必要に応じて支援を行うとともに、多様な活動が連携していくための施策を推進しなければならない。

(学校と地域との連携協力)

- 第31条 教育委員会は、地域と連携協力し、保護者、地域住民等の学校運営への参加を積極的に進めることにより、地域の力を活かし、創意工夫と特色ある学校づくりを行うものとする。

- 2 教育委員会は、地域及び市長と連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進めるものとする。

第9章 住民投票

(住民投票の実施)

- 第32条 市長は、市政に関わる重要事項について、広く市民の意思を把握するため、住民投票を実施することができる。

- 2 住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとする。

- 3 市民、議会及び市長等は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(住民投票の発議及び請求)

- 第33条 嘉麻市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者は、市政に関わる重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に住民投票の請求をすることができる。

- 2 市長は、前項の請求があったときは、意見を附けてこれを議会に付議しなければならない。

- 3 議員は、議員定数の1/2分の1以上の賛成を得て、住民投票の実施について発議することができる。

- 4 市長は、前2項の場合において、議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければならない。

- 5 市長は、第1項の請求に係る署名者数が3分の1を超えたときは、第2項の規定によることなく、住民投票を実施しなければならない。

第10章 国その他の機関との連携

(国及び県との連携協力)

- 第34条 市は、国及び県と対等、協力の関係にあることを踏まえ、自らの公共課題の解決を図るとともに、市の自主的、自立的運営のために必要があるときは、国及び県に対して政策及び制度の改善等に関する意見、提案等を行うものとする。

(他の地方公共団体及び関係機関との関係)

- 第35条 市は、他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対しては、自主性を尊重し、互いに連携し、協力して解決に当たるものとする。

(市外の人々との交流)

- 第36条 市民、議会及び市長等は、市外の人々とも積極的に情報交換をしながら交流を深め、その人々の知恵と意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。

第11章 条例の見直し等

(条例の検討及び見直し)

- 第37条 市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念及び社会情勢に適合したものかどうかを検討するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるものとする。

(自治推進委員会の設置)

- 第38条 市長は、この条例の趣旨に沿った自治の推進を図るため、嘉麻市自治推進委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) この条例の運用及び見直しに関する事項

- (2) その他自治の推進に関する重要事項

- 3 前項に定めるもののほか、委員会は、この条例の適正な運用及び見直しに關し、市長に意見を述べることができる。

(委員会の組織等)

- 第39条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

- 2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地方自治に識見を有する者 3人以内

- (2) 公共的団体等が推薦する者 3人以内

- (3) 市民からの公募による者 6人以内

- 3 委員会の委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 4 前3項に定めるもののほか、委員会の運営に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

